

青年・成人期の発達障害者のための 就労支援機関ガイドブック

【岡山県版】

学校卒業から就職に移行する段階で、就職試験を幾度も受けるけれども面接でうまくいかず、つまづいている方々がいます。

インターネットやTVなどのメディアをとおして、もしかして自分も発達障害では？と思ったという方々がいます。

そうした方々の中には、医療機関で「発達障害」と診断される方もいます。

大学を卒業したけれど就職面接がうまくいかない！
周りの人と、うまく関係が築けない！ など

あなたと一緒に障害について考え、そして、就職に向けて支援を行う支援機関をご案内します。



発達障害者等就労支援連絡協議会

平成 29 年 2 月発行

は じ め に

「発達障害者等就労支援連絡協議会」では、就職を希望される発達障害のある方に対して、岡山県内にどのような支援機関があり、どこに相談に行けば良いか、そして、主な支援機関の支援内容、利用方法、所在地などについて知っていただくことを目的に本ガイドブックを作成いたしました。

当事者の方だけでなく、ご家族の方や各種支援機関の相談担当者の方々にも、成人期を迎えた発達障害者支援の一端を知る上で参考になるものと思います。

この冊子が、発達障害のある方をはじめ、もしかしたら発達障害ではないかと考えている方にとっても、就職する際の参考にしていいただければ幸いです。

まずは、お近くの支援機関にお問い合わせ下さい。

「発達障害者等就労支援連絡協議会」とは

若年層のうち、発達障害等のコミュニケーション能力に困難を抱えながら求職活動を行う支援対象者に総合的な支援を行うため、若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムを実施する労働局における公共職業安定所、地方公共団体、学校、若年者及び発達障害者等に対する支援機関が、連携体制を構築し相互の理解促進を図るとともに、必要な情報を共有し、支援対象者の就職促進に係る具体的な連絡事項を協議することを目的に岡山労働局に設置し、岡山障害者職業センターとの共催により開催しているものです。

＜協議会委員参加機関＞

- ・岡山公共職業安定所(ハローワーク岡山)
- ・倉敷中央公共職業安定所(ハローワーク倉敷中央)
- ・西大寺公共職業安定所(ハローワーク西大寺)
- ・岡山県産業労働部労働雇用政策課
- ・岡山県保健福祉部障害福祉課
- ・おかやま発達障害者支援センター
- ・岡山市発達障害者支援センター
- ・国立吉備高原職業リハビリテーションセンター
- ・岡山障害者就業・生活支援センター
- ・岡山労働局及び岡山障害者職業センター(事務局)

目 次

I	岡山県内の主な就労支援機関の関係と支援機能	3
II	岡山県内の主な支援機関の業務内容	5
1.	公共職業安定所（ハローワーク）	5
	（コラム）どんな働き方があるの？	
	①雇用形態	6
2.	障害者就業・生活支援センター	7
	（コラム）どんな働き方があるの？	
	②障害者雇用の事業所の種類	9
3.	発達障害者支援センター	10
4.	岡山障害者職業センター	13
5.	国立吉備高原職業リハビリテーションセンター	14
III	就職に向けて使えるツールのご紹介	15
1.	就職支援ガイドブック～発達障害のあるあなたに～	15
2.	発達障害について理解するために（リーフレット）	16
IV	岡山県内の支援機関と連絡先	17
	（コラム）どんな働き方があるの？	
	③障害者手帳の取得	18

I 岡山県内の主な就労支援機関の関係と支援機能

【支援ニーズ】

仕事を探したい

職業に必要な技能を身につけたい

仕事や生活について悩みがある

福祉サービスを利用して職業的自立をしたい

仕事上で困っていることや働く目的等を、
これまでの経験をふまえて整理したい

仕事上の自身の特徴について整理し、
求職活動の参考にしたい

就職に向けての課題を把握し、その課題の改善
や適応力の向上を図るための支援を受けたい

職場に適応できるか不安なので、
専門的な支援を受けながら就労したい

【支援メニュー】

職業紹介

職業訓練

職業相談

職場定着支援

生活支援の助言

就労相談

就労支援機関への
コーディネート

職業評価

職業準備支援

ジョブコーチ支援

【支援機関】

公共職業安定所(ハローワーク)
(5 ページ)

国立吉備高原
職業リハビリテーションセンター
(14 ページ)

障害者就業・生活支援センター
(7～8 ページ)

発達障害者支援センター
(10～12 ページ)

岡山障害者職業センター
(13 ページ)

II 岡山県内の主な支援機関の業務内容

1. 公共職業安定所（ハローワーク）

**すべてのハローワークで、就職を希望する障害者の方に
支援機関と連携の下、専門的な支援を行います**

特に、発達障害がある方やその疑いがある方については専門的な支援を行う就職支援ナビゲーターを県内3所（岡山、倉敷中央、西大寺）に配置し、次のような方を対象に支援機関と連携の下、職業相談を行っています。

- ご自身のコミュニケーション能力に不安を感じておられる方
- いわゆるニート状態や、ひきこもりの経験がある方
- 職場になじめず離転職の経験が多い方
- 面接がうまくいかず、不採用が連続している方 など

【たとえば、次のようなご相談に応じています】

仕事をしたいが、不安がある。

- 仕事の探し方や履歴書の書き方など、仕事に関する様々な相談に応じます。
- 障害者を対象とした求人の情報を提供します。

どのような仕事に向いているかわからない。

- 障害の状況やこれまでの経験などをお聞きしながら、アドバイスします。
- 就職のために新たな技能を身につけたい方には、職業訓練をご案内します。

採用面接で、自分のことをうまく説明する自信がない。

- 求人に応募する際、配慮を必要とする内容などをハローワークから求人企業に説明します。
- ご希望に応じて、ハローワークや就労支援機関の担当者が採用面接に同行します。

就職しても長続きしないのではないかと心配。

- 就職した後も、ハローワークや就労支援機関が、電話や訪問を通じて継続的に支援します。
- 職場に適応できるよう、さまざまな支援を行う制度をご紹介します。

【連絡先】

お住まいの管轄のハローワークについては、事前にお電話でお問い合わせください（「岡山県内の支援機関と連絡先」（17 ページ）参照）。

コラム どんな働き方があるの？ ①雇用形態

雇用形態については、法律上の厳密な定義はありませんが、一般的には次のように解釈されています。

「正社員」

雇用期間の定めのない契約により他の雇用形態より責任あるポジションを任されています。その分、賃金・待遇は優遇されていますが、短いサイクルでの人事異動を伴うことも多々あります。

「契約社員」

雇用期間の定めのある契約を締結し勤務する社員を指します。

「パート社員」

正社員より勤務時間や勤務日数が少ない社員を指します。契約社員の一部に属します。

「嘱託社員」

契約社員の一部に属します。一般的には、60歳以上の高年齢者が定年後に契約社員として働くようなケースで使われることが多いように思われます。

「アルバイト」

契約社員の一部に属します。明確な定義ではありませんが、一般的には学生の短期雇用を指すことが多いように思われます。

「派遣社員」

派遣会社と雇用契約を締結し、派遣先（他の企業）で働く社員を指します。賃金は派遣会社から支給されますが、仕事上の指揮命令は派遣先企業から受けます。期間を定めて雇用される「有期雇用派遣」と期間を定めないで雇用される「無期雇用派遣」があります。

2. 障害者就業・生活支援センター～就職の相談・支援を受けたい～

障害のある方へのきめ細かいサポート（就業・生活相談や職場定着等）を必要に応じ他の機関と連携して就業面と生活面での一体的な支援を行います。

障害者就業・生活支援センターは、県内の障害保健福祉圏域ごとに整備されています。

【業務の内容】

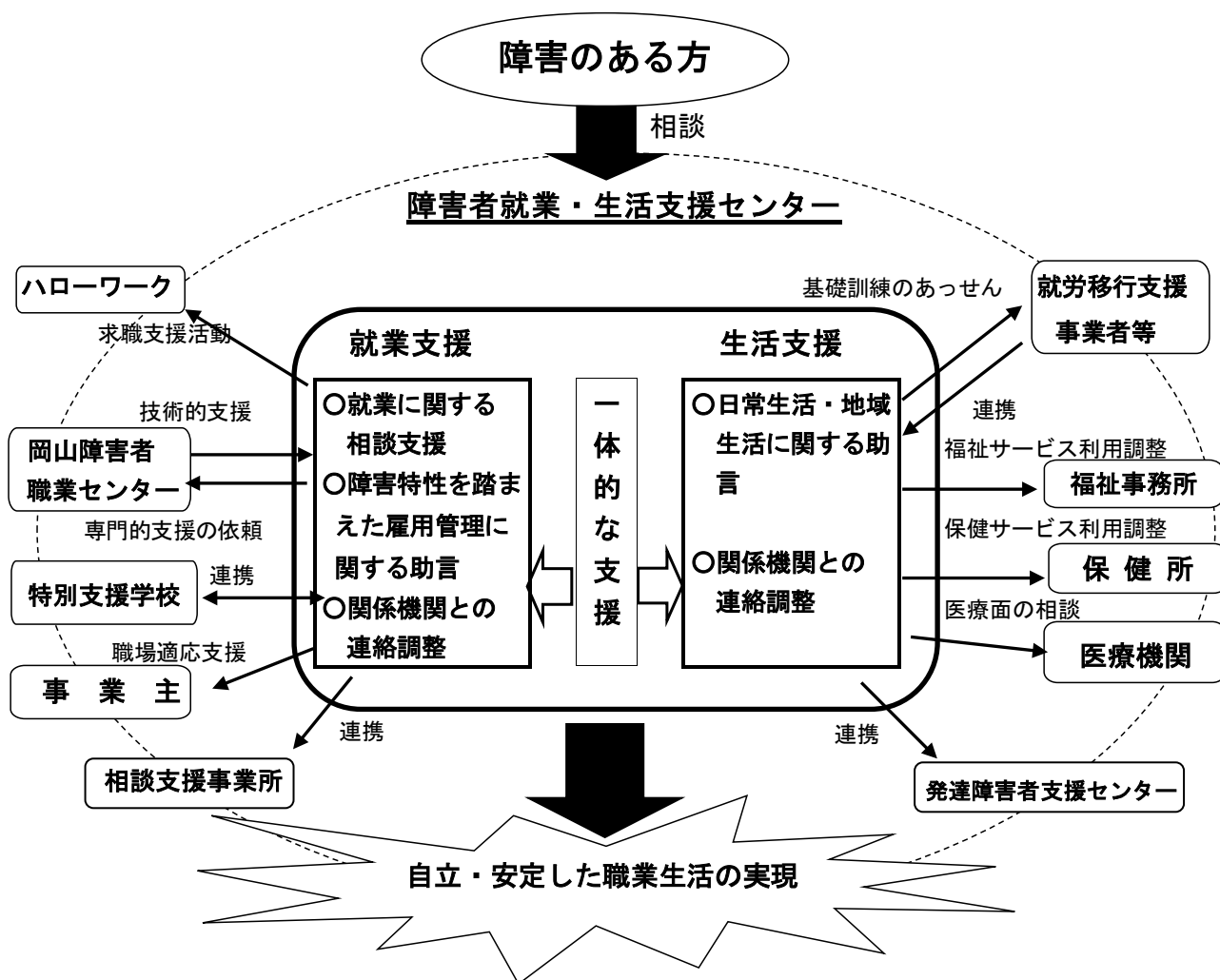
就職を希望する障害のある人や、在職中の障害のある人に対して、就業面及びそれに伴う生活面での悩みや課題について、相談や職場・家庭訪問等の支援を実施しています。

○就業面での支援

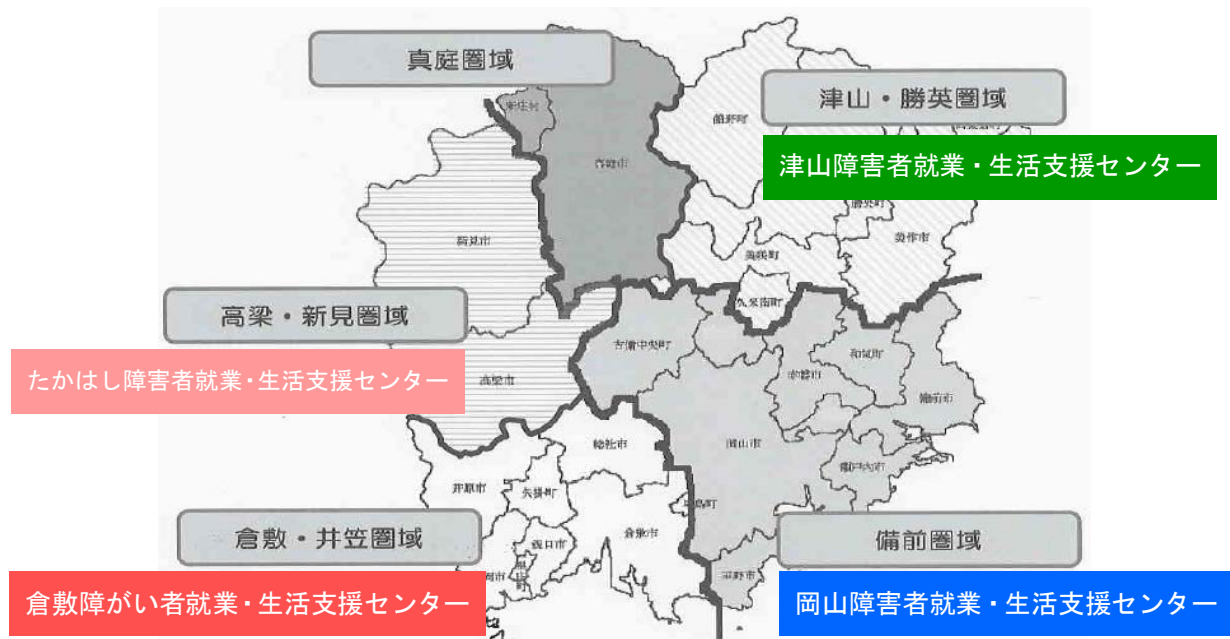
- ・就職に向けた準備に対する支援（職業準備訓練、職場実習のあっせんなど）
- ・就職に向けた活動の支援（トライアル雇用の活用など）
- ・職場定着に向けた支援

○生活面での支援

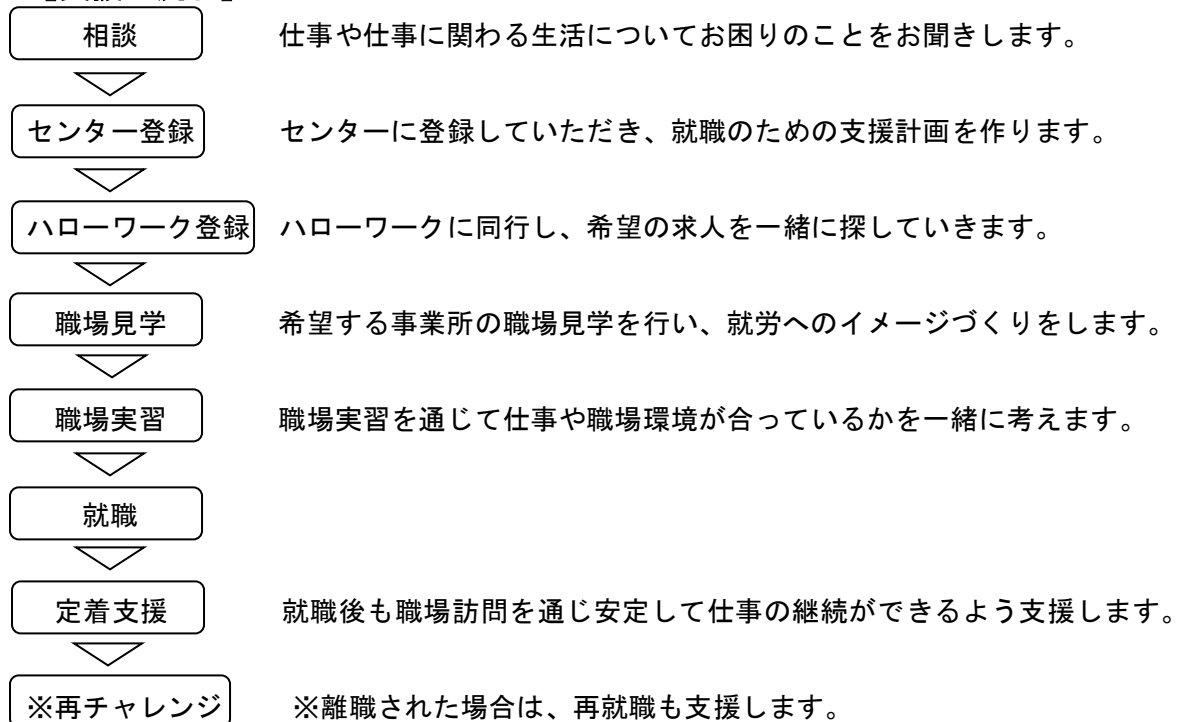
- ・日常生活、地域生活に関する相談・助言（生活習慣の形成、健康、お金、住まい、食事、余暇活動、生活設計などに関すること）



※第4期岡山県障害福祉計画をもとに作成



【支援の流れ】



【連絡先】

お住まいを管轄する障害者就業・生活支援センターについては、「岡山県内の支援機関と連絡先」(17 ページ) をご参照ください。

コラム どんな働き方があるの？ ②障害者雇用の事業所の種類

障害者雇用で働く上では、大きく分けて一般就労と就労系福祉事業所の 2 種類があります。一般就労は文字通り一般企業で働くことであり、求められるスキルが企業によってそれぞれ異なります。また障害に対する配慮についても企業によって大きく異なりますので、面接あるいは職場実習などを通じて、自分の希望や障害への理解がある企業かどうかをよく見極めることが大切です。

一般就労

企業等と労働契約を結んで働くことを言います。業種や職種以外に、労働時間や社会保険加入の有無、通勤時間等の観点から、自分の希望に合った職場を選ぶことが大切です。

一方、就労系福祉事業所については、下記の 3 つの種類があります。どの事業所も企業への就職に向け様々な作業を通じて体力向上や職業習慣の確立などの準備訓練を行い、職場実習や就職後の職場定着支援を実施しています。

就労移行支援事業所

企業への就職を希望しているが、就職経験がないため自信がない、社会人としてのマナーや知識などを身につけたい人が、2 年間で就職を目指します。

就労継続支援 A 型事業所

就職経験がなかったり、企業を退職後、すぐに再就職することが難しい人などが、事業所と雇用契約を結び、労働法規の適用を受けて最低賃金を保障された中で一般企業への就職をめざします。利用期間の制限はありません。

就労継続支援 B 型事業所

企業での就職をすぐにめざすことが難しい人などが、事業所と雇用契約を結ばずに、生活の基盤や体調面を安定させるところから訓練を始め、少しずつステップアップしながら就職を目指します。利用期間の制限はありません。

3. 発達障害者支援センター

【施設概要】

発達障害者支援センターは、教育、医療、福祉、労働などの関係機関と連携を図りながら、発達障害のある方とそのご家族および関係機関に対する支援を行います。また、地域に密着した支援体制を整え、継続的に支援を行えるようお手伝いさせていただきます。

【利用の流れ】

- ①まずはお電話をください。
- ②ご相談内容についてお聞きします。
最初に、このような内容をお尋ねします。
 - ・どなたのご相談を希望されているか
 - ・ご相談の対象者の年齢、お住まいの地域
 - ・支援センターに連絡した経緯、ご紹介元
 - ・ご相談されたい内容 など
- ③センターでニーズに応じた支援方法を検討し後日連絡します。
来所相談の場合は予約制です。

【支援内容】

発達障害のある方、またその疑いのある方とそのご家族および関係機関（対象となる方の年齢は問いません）を対象に次の支援を行います。

★ 相談支援

日常生活に関わるさまざまなご相談をお受けし、情報提供やアドバイス等を行います。

★ 就労支援

『働きたい』方、または『働いているが困っている』方からのご相談をお受けし、課題について整理し、改善のための支援を就労支援機関との連携を図りながら行います。

【相談窓口】

①岡山県内（岡山市を除く）にお住まいの方

おかやま発達障害者支援センター

（本所）〒703-8555 岡山市北区祇園 866

旭川荘療育・医療センター1 階 障害者総合支援センター内

TEL : 086-275-9277

利用時間：午前9時～午後5時

（土・日・祝日・年末年始を除く）



（県北支所）〒708-8510 岡山県津山市田町 31 津山教育事務所内

TEL : 0868-22-1717

利用時間：午前9時～午後5時

（土・日・祝日・年末年始を除く）



☆岡山県内（岡山市を除く）には、発達障害のある人が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、発達障害者支援コーディネーターを配置している市町村があります。それぞれの市町村の特色や課題に合わせた配置になっており、成人の方に関するご相談や、就労に関するご相談に対応しているかどうかは様々です。まずは、「①おかやま発達障害者支援センター」にお問合せください。

【案内図】

（本所）

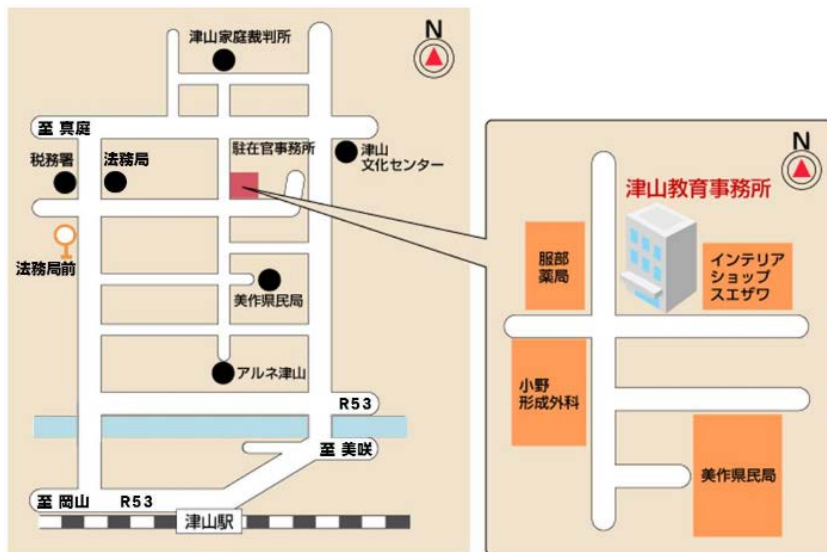
< 広域地図 >



< 近隣地図 >



(県北支所)



②岡山市にお住まいの方

岡山市発達障害者支援センター「ひか☆りんく」

〒700-0905 岡山市北区春日町 5-6

岡山市勤労者福祉センター1 階

TEL : 086-236-0051

利用時間：午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分
(土・日・祝日・年末年始を除く)



【案内図】



4. 岡山障害者職業センター



【施設概要】

岡山障害者職業センターは、独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構が運営する施設です。県内の障害のある方の就職や企業の障害者雇用についてサポートを行っています。

【対象者】

- ・ 一般企業へ就職を目指されている障害者
(通院をされている方は、求職活動に係る主治医の了解が必要です)
- ・ 障害者手帳の有無は問いません

【支援内容】

職業相談・評価

面談や各種検査を通じて、現状の整理をし、一般企業への就職、職場定着に向けた相談・助言を行います。

職業準備支援

一定期間、通所していただき、各種作業やグループワーク等に参加いただく中で、一般企業への就職に向けた課題の整理や補完手段の検討等を行います。

ジョブコーチ支援

「ジョブコーチ」という支援者が、実際にご本人が働かれている現場に出向き、職場定着に向けた助言等を障害のある方、事業所の方双方に行います。

【利用の流れ】

- ・ 事前にお電話ください。
- ・ 学生の方は、在籍先の先生を通してお問い合わせください。

【連絡先】

〒700-0821
岡山市北区中山下1-8-45
NTTクレド岡山ビル17F
TEL: 086-235-0830
FAX: 086-235-0831



5. 国立吉備高原職業リハビリテーションセンター（職域開発科）



【施設概要】

国立吉備高原職業リハビリテーションセンターは、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営し、職業訓練を軸に職業評価、職業指導等の一貫したサービスを行っています。

職業適性等の理解・把握のための職業評価、就業に必要な技能・知識等の習得のための職業訓練、個々の適性にあった職業選択のための職業指導を通じて、障害者個々の特性・能力に応じた総合的な職業リハビリテーションサービスを提供しています。

【対象者】

- ・ハローワークに発達障害者として求職登録されている方

【職域開発科の3つの訓練コース】

オフィス ワークコース

OA 機器の基本操作方法を習得した上で、データ入力、各種帳票の作成、郵便物の仕分けや発送準備等の事務作業に関する知識・技能を習得します。

物流・組立 ワークコース

運輸業で行われる商品のピッキングや運搬、伝票処理等の物流作業、製造業で行われる什器や電子機器等様々な製品の組立・分解作業に関する知識・技能を習得します。

サービス ワークコース

ビル内の清掃や備品交換等のメンテナンス作業、厨房内の食器洗浄や清掃作業等、小売店や飲食店での接客等、サービス業務全般に対する知識・技能を習得します。

【利用の流れ】

- ・お住まいの管轄のハローワークでご相談ください

【連絡先】

〒716-1241

加賀郡吉備中央町吉川7520

（吉備高原都市）

TEL：0866-56-9000

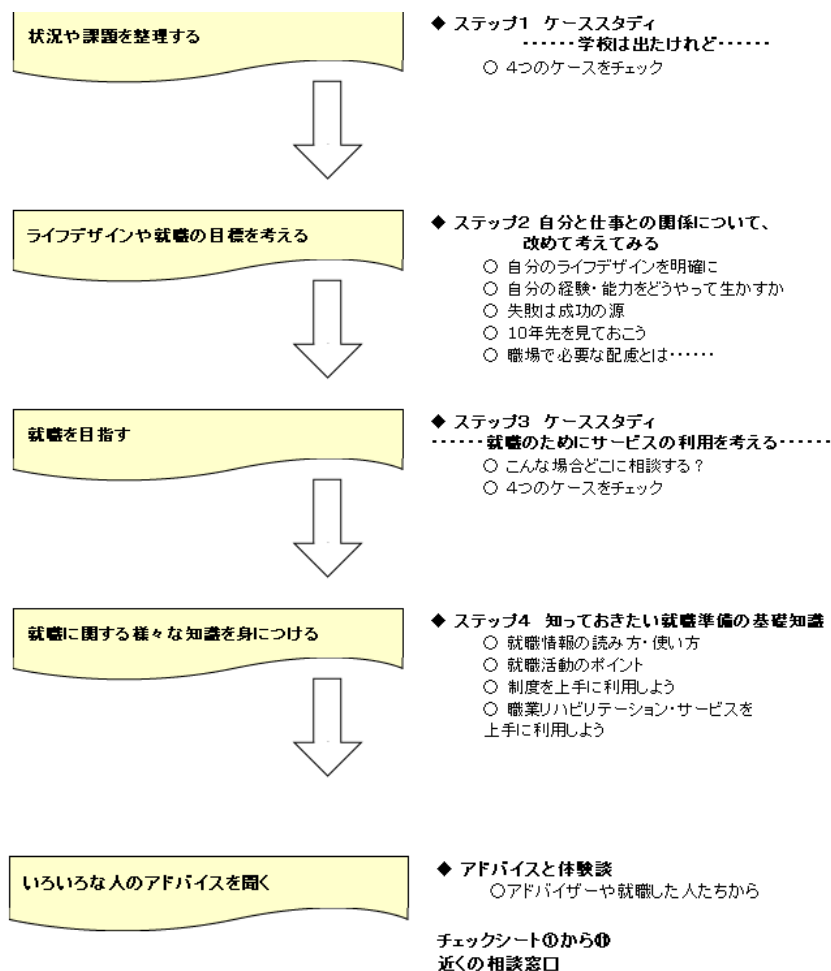
FAX：0866-56-7636



Ⅲ 就職に向けて使えるツールのご紹介

1. 就職支援ガイドブック～発達障害のあるあなたに～

このツールは、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業総合センター研究部門において、発達障害者支援に関する研究の一環として作成されたものです。就職をめざして活動中の発達障害のある方々が、求職活動の手がかりやヒント、サービスを見つけていただくことを目的として作成されたものです。全体の構成は、下のフローチャートのような流れとなっており、求職活動の状況に応じて、必要な部分をピックアップして利用できるものです。本文の内容と関連して、巻末に合計11枚のチェックシートが入っており、自身の課題を分析したり、考えをまとめたり、専門的な相談をする時にも活用できます。



以下のホームページからPDF版をダウンロードすることができます。

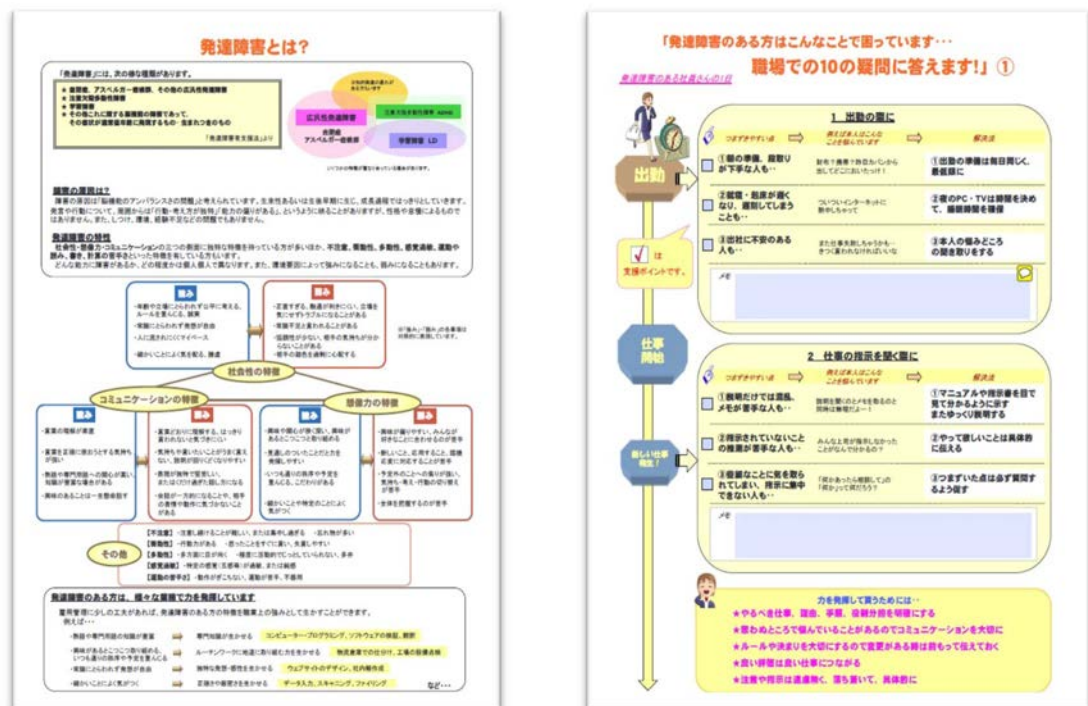
http://www.nivrjeed.or.jp/research/kyouzai/24_guidebook.html

2. 発達障害について理解するために（リーフレット）

このツールは、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター職業センターにおいて、発達障害者支援に関する技法開発の一環として作成されたものです。

このリーフレットは、次の内容で構成されています。

- ・発達障害とは
(発達障害の一般的特性を記載したもの)
- ・発達障害のある方はこんなことで困っています・職場での10の疑問に答えます！
(発達障害のある本人が職場でつまづきやすい点を具体的に伝えて、企業に配慮を求めるときに記載して活用できるもの)
- ・発達障害のある方の雇用のために
(発達障害のある方の雇用のために利用できる制度について記載したもの)
- ・発達障害のある方の就労に関する支援機関
(発達障害のある本人・企業が利用できる支援機関等の連絡先を記載可能なもの)



以下のホームページからPDF版をダウンロードすることができます。

<http://www.nivr.jeed.or.jp/center/report/support07.html>

Ⅳ 岡山県内の支援機関と連絡先

【公共職業安定所(ハローワーク)】(5 ページ)

岡山		〒700-0971 岡山市北区野田 1-1-20	電話	086-241-3222
			FAX	086-243-9255
津山		〒708-8609 津山市山下 9-6	電話	0868-22-8341
			FAX	0868-25-0264
美作		〒707-0041 美作市林野 67-2	電話	0868-72-1351
			FAX	0868-72-6559
倉敷中央		〒710-0834 倉敷市笹沖 1378-1	電話	086-424-3333
			FAX	086-427-1060
	総社	〒719-1131 総社市中央 3-15-111	電話	0866-92-6001
			FAX	0866-92-6006
	児島	〒711-0912 倉敷市児島小川町 3672-16	電話	086-473-2411
			FAX	086-473-3050
玉野		〒706-0002 玉野市築港 2-23-12	電話	0863-31-1555
			FAX	0863-32-4625
和気		〒709-0451 和気郡和気町和気 481-10	電話	0869-93-1191
			FAX	0869-92-0069
	備前	〒705-0022 備前市東片上 227	電話	0869-64-2340
			FAX	0869-63-1384
高梁		〒716-0047 高梁市段町 1004-13	電話	0866-22-2291
			FAX	0866-22-0474
	新見	〒718-0003 新見市高尾 2379-1	電話	0867-72-3151
			FAX	0867-72-8488
笠岡		〒714-0081 笠岡市笠岡 5891	電話	0865-62-2147
			FAX	0865-63-5409
西大寺		〒704-8103 岡山市東区河本町 325-4	電話	086-942-3212
			FAX	086-942-7580
おかやま新卒 応援		〒700-0901 岡山市北区本町 6-36 第一セントラルビル 7 階	電話	086-222-2904
			FAX	086-222-3001

【障害者就業・生活支援センター】(7～8 ページ)

岡山障害者就業・生活 支援センター	〒703-8555 岡山市北区祇園 866	電話	086-275-5697
		FAX	086-275-9323
倉敷障がい者就業・生 活支援センター	〒710-0834 倉敷市笹沖 180 くらしき健康福祉プラザ内	電話	086-434-9886
		FAX	086-434-9853
津山障害者就業・生活 支援センター	〒708-0841 津山市川崎 1554	電話	0868-21-8830
		FAX	0868-21-8863
たかはし障害者就業・生 活支援センター	〒716-0061 高梁市落合町阿部 2531-11	電話	0866-22-7101
		FAX	0866-22-7128

【発達障害者支援センター】(10～12 ページ)

おかやま発達障害者支援センター	〒703-8555 岡山市北区祇園 866	電話	086-275-9277
		FAX	086-275-9278
おかやま発達障害者支援センター 県北支所	〒708-8510 津山市田町 31 津山教育事務所内	電話	0868-22-1717
		FAX	0868-22-1717
岡山市発達障害者支援センター 「ひか☆りんく」	〒700-0905 岡山市北区春日町 5-6 岡山市勤労者福祉センター1 階	電話	086-236-0051
		FAX	086-236-0052

【岡山障害者職業センター】(13 ページ)

岡山障害者職業センター	〒700-0821 岡山市北区中山下 1-8-45 NTT クレド岡山ビル 17F	電話	086-235-0830
		FAX	086-235-0831

【国立吉備高原職業リハビリテーションセンター】(14 ページ)

国立吉備高原職業リハビリテーションセンター	〒716-1241 加賀郡吉備中央町吉川 7520 (吉備高原都市)	電話	0866-56-9000
		FAX	0866-56-7636

コラム どんな働き方があるの？ ③障害者手帳の取得

就職活動をすすめる際の問題のひとつに、障害者手帳を取得するかというものがあります。この問いに対しては、様々な考え方があるため、どちらがいいとは言いきれません。ここでは、就職活動のすすめ方と障害者手帳の有無についてお話しします。

障害を伝えずに求職活動をする場合、障害者手帳の取得はあまり意味を持ちません。逆に障害を伝えて求職活動をする場合には、困ったことがあるときに事業所に相談や調整がしやすくなりますが、障害者手帳の有無が本人を雇用する事業所側に影響することがあります。一方、障害者手帳を所持していても、就職活動で事業所に提示しないという選択肢もあります。

現在、日本では障害者雇用率制度といって、一定規模以上の事業所は、その職員数の一定割合以上の障害者を雇わなければならないことになっています。では、何をもって障害者と判断するのでしょうか？それが障害者手帳です。「発達障害」の診断を受けていても、障害者手帳がない人は、障害者雇用率制度上は「障害者」として認められません。このように雇用する事業所側にとっては、障害者手帳の有無が影響することがあります。

障害者手帳の取得、障害の開示については、ご本人の意向をふまえて決定されるべきと考えますが、上記のようなことも参考としてみてください。

